

行政解剖実施要綱の制定について（例規通達）

平成25年6月5日
例規第21号

この要綱は、警察官等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第6条第1項及び死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第7条に基づく死体の解剖（行政解剖）の実施に関し必要な事項を定めたものである。